

## 省エネ基準等の改正に伴うお知らせ

日頃より当社をご利用いただきありがとうございます。

令和4年10月1日に品確法、長期優良住宅法、建築物省エネ法、エコまち法の改正法が施行されます。改正に伴い下記のとおり対応いたします。

### ① Speedy の変更

Speedy の住宅性能評価と長期使用構造等の入力フォームが10月1日に切り替わります。

令和4年9月30日以前にSpeedyで作成されている物件で、共通する入力内容は引き継がれますが、新たに入力が必要な事項は追加入力をお願いいたします。

令和4年10月1日より改正書式に対応いたします。

### ② 低炭素建築物認定、性能向上計画認定の技術的審査

令和4年10月1日以降に所管行政庁に認定申請する物件から新基準が適用されます。

現行基準で認定の場合は、令和4年9月30日までに所管行政庁に認定申請する必要があります。つきましては、**現行基準による低炭素建築物認定、性能向上計画認定の技術的審査の新規受付は令和4年9月17日（土）まで**となります。

### ③ 長期使用構造等確認審査

令和4年10月1日以降に長期使用構造等確認申請する物件から新基準が適用されます。

現行基準で認定の場合は、令和4年9月30日までに当社に長期使用構造等確認申請を行い、かつ、令和5年3月31日までに所管行政庁に認定申請する必要があります。

ただし、共同住宅等の規模の基準については、申請の時期に関わらず令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受けるものは新基準が適用されます。現行基準で認定の場合は、令和4年9月30日までに所管行政庁の認定を受ける必要があります。

※申請状況や書類不備等の事情によって時間を要す場合もありますので、余裕を持ったスケジュールで早めにご申請をお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

ユーディーアイ確認検査株式会社  
性能評価センター

電話：04-7110-1334